書

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する質問主意

出者 鈴木宗男

提

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する質問主意

書

う。)の中に記述がある、①米国の対北朝鮮テロ指定解除に係る齋木昭隆アジア大洋州局長の発言、②中曽 交』敗れたり」との見出しで掲載されているジャーナリストの上杉隆氏の論文(以下、「上杉論文」とい 根弘文外務大臣に係る外務省幹部の発言のうちの②と、起訴休職外務事務官の佐藤優氏が、 わゆる「ルーブル委員会」と「白紙領収書」について指摘 これまで累次にわたり質問主意書で取り上げている、 「上杉論文」における②には明確に抗議をし、 外務省が右のどちらについても「確認がとれていない」と、 「佐藤氏の指摘」 昨年十月二十一日発売の週刊朝日に、 以下、 「佐藤氏の指摘」という。)しているこ その事実を明確に否定していな には何の抗議もしないという、 雑誌や著書でい 「麻生 <u>\_\_</u> 外

質のものであることから、 いてでお答えしているとおり、抗議の有無については、それぞれの事案を検討の上、適切に判断すべき性 「政府答弁書」では「先の答弁書(平成二十一年四月三日内閣衆質一七一第二四九号)の二及び三につ 外務省としては、それぞれの事案を検討の上、 適切に判断してきているところ

る対応をとっている。右と「政府答弁書」

(内閣衆質一七一第三〇八号)を踏まえ、

質問する。

ていない 野放しにすることが同省の都合上好ましい対応であり、 紛れもない事実を述べていることから、 適切であるということか。つまり、外務省がその様な対応をとることは、 ていることは適切であるとの答弁がなされている。右答弁にある「適切」とは、あくまで外務省にとって であり、こうした点については国民の理解は得られているものと考えている。」と、 否定していない一方で、 る②と「佐藤氏の指摘」 「上杉論文」における②と「佐藤氏の指摘」の二つに対して異なる対応をとることは、 前者には明確に抗議をし、 のどちらについても 同省として明確にそれを否定し、 「確認がとれていない」と、 後者には何の抗議もしないという、異なる対応をとっ この観点からして、どちらもその事実が確認され 抗議することはできないため、 外務省としてその事実を明 「佐藤氏の指摘」が、実際には 「上杉論文」 真実を国 におけ 確に

ば、広く社会に認められている書籍等において、または公の場で、外務省として事実関係が確認されてい ない事柄を、 ただすことをしていないが、右の点も、国民から見れば理解できないところではないのか、 先の質問主意書で、 あたかも紛れもない事実であるかの如く主張する佐藤氏に対し、同省として何の注意もせ 外務省として、 「佐藤氏の指摘」につき、 現職の同省職員である佐藤氏に直接問い 国民からすれ

民に明らかにできない同省の都合上、

適切であるという意味か。

ず、 び佐藤氏本人に対して、あたかも腫れ物に触るが如く、 る。 うたところ、 佐藤氏本人に直接問いただすこともせず、 同省の対応を国民が知っているか否かについての見解を問うたのではない。 も明らかになっている。当方が問うているのは、 であると認識しているか否か、 十二日内閣衆質一七○第三一二号)の一について等で累次にわたってお答えしてきているとおり既に明ら 41 かであることから、 『佐藤氏の指摘』にあるような事実が確認されていないことについては、 「佐藤氏 ると認識しているか、 当方は、 直接話を聞こうともしないのは、 の指摘」 「政府答弁書」では 「佐藤氏の指摘 に関し、 これらの点について国民は承知しているものと考えている。」との答弁がなされてい 理解を得られていると考えているのならば、 佐藤氏に直接問いただすことをしていないことにつき、 同省の見解を問うたのであり、 及び佐藤氏本人に対する外務省の対応について国民は理解し、 「御指摘の 理解するどころか不可解極まりないことであると考えるが、 野放しにするという対応をとっているのか、 『佐藤氏の指摘』は一般に公表されており、 なぜ外務省が 不自然な形で野放しにしていることは当然国 「佐藤氏の指摘」に関し、 「佐藤氏の指摘」 外務省がそう考える根拠は何 先の答弁書 外務省が 及び佐藤氏本人に対する 国民の理解を得 「佐藤氏の指摘」 (平成二十年十二月 なぜそうせざるを また、 同省職員である それが妥当 御指摘 かと問 同省が られて 及 0

得ないのかについて、国民は理解し、納得しているかということである。外務省の見解を再度問う。